

I 屋外広告物について

1. 屋外広告物とは

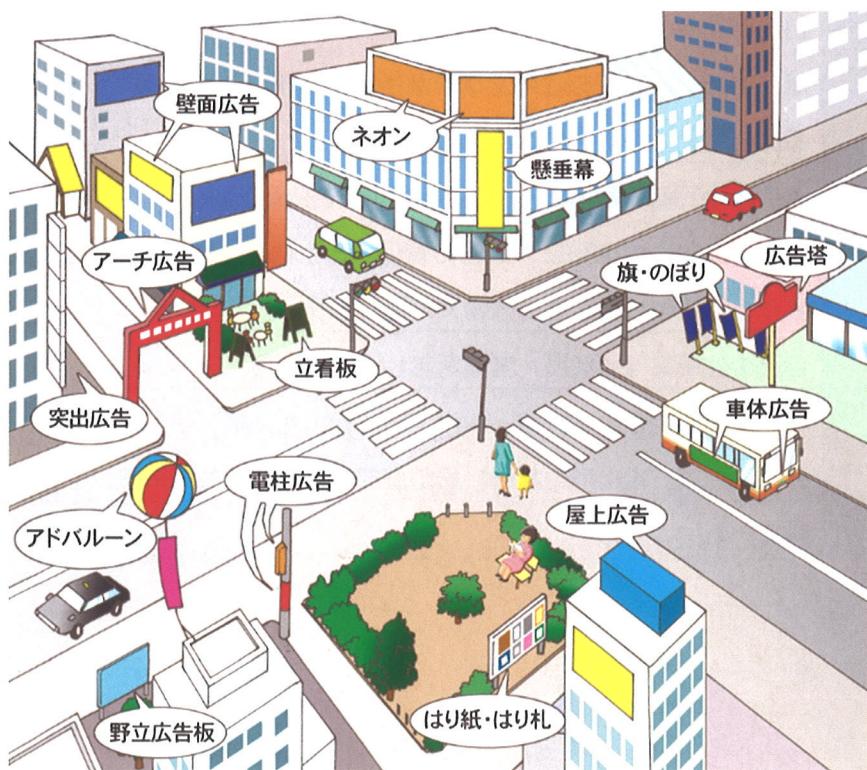
屋外広告物とは、次の条件をすべて満たす広告物のことをいいます。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示
- ② 屋外で表示
- ③ 公衆に表示
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに廣告塔、廣告板、建物

その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

表示内容については、その内容が営利を目的としないものも含まれるため、
この基準には商業広告だけでなく、行事・催し物の案内板等も含まれます。
家の表札も屋外広告物になります。

【屋外広告物に当たる主なもの】



- 壁面広告・屋上広告・突出広告
- 広告幕・懸垂幕
- はり紙・ポスター
- 広告塔・廣告板
- のぼり・立看板
- ネオン
- 電柱広告
- など



2. なぜ決まりが必要なのか

広告物は有効な情報伝達手段として私たちに様々な情報を提供するだけでなく、街の活気や賑わいを演出し、街ゆく人々に楽しみを与えてくれます。

しかし、広告物が無秩序に氾濫すると、情報伝達機能が低下するだけでなく、周囲の景観との調和が崩れ、街並みや自然の美しさを損ねてしまいます。

また、その設置や管理が適切に行われないと、広告物の落下による事故など人々に危害を及ぼすおそれもあります。

こうしたことから、屋外に表示・掲出する広告物については、

『良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、

又は公衆に対する危害を防止する』

という観点から規制が必要とされており、屋外広告物法や松山市屋外広告物条例などの決まりがあります。

3. 屋外広告物を表示するときは申請・届出が必要

市内で屋外広告物を表示しようとするときなどは、

条例に基づき市へ申請が必要です。

【申請の種類】

<input type="checkbox"/> 新規に広告物等を表示・設置したいとき	→ 許可申請
<input type="checkbox"/> 既に許可を受けたものとは別に新たに表示・設置したいとき	→ 許可申請
<input type="checkbox"/> 許可期間が満了し、引き続き表示・設置したいとき	→ 更新許可申請
<input type="checkbox"/> 許可を受けた広告物等の形状や表示内容を変更したいとき	→ 変更許可申請

◎ 次に挙げるような軽微な変更等の場合は、申請不要です。

- 広告物等の形状や意匠、表示面積の変更を伴わない修繕や補強等
- 劇場や映画館等で、興業内容等の短期かつ定期的な変更
- 掲示板への新聞やポスターなどの表示
- 店舗等の壁面に設置した広告幕に営業内容を表示するもので短期かつ定期的な変更

それ以外に、次の場合にも市への届け出が必要です。

<input type="checkbox"/> 許可を受けた広告物の設置が完了したとき	→ 完了届の提出
<input type="checkbox"/> 許可を受けた広告物を除却したとき	→ 除却届の提出
<input type="checkbox"/> 許可を受けた広告物が滅失したとき	→ 滅失届の提出
<input type="checkbox"/> 広告物の表示者・設置者を変更したとき	
<input type="checkbox"/> 広告物の管理者を変更したとき	
<input type="checkbox"/> 広告物の表示者・設置者・管理者の名称などを 変更したとき（代表者の変更・事務所移転など）	→ 変更届の提出